

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第55号

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則（昭和48年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から16の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>			<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から16の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>		
<p>(略)</p>			<p>(略)</p>		
21	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第28条第1項の規定による報告の要求、臨検検査及び収去（と畜場内における食肉及び食鳥処理における食肉に係るものを除く。）</p>	21	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第28条第1項の規定による報告の要求、臨検検査及び収去（<u>と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第2項に規定すると畜場（以下この項及び24の5の項において単に「と畜場」という。）</u>内における食肉及び<u>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第5号に規定する食鳥処理（以下この項及び24の5の項において単に「食鳥処理」という。）</u>における</p>

		<p>(4) (略)</p> <p>(5) 第54条の規定による廃棄又は処置の命令（と畜場内における食肉及び食鳥処理における食肉に係るものを除き、許可の取消しにあっては(3)に掲げる許可に係るものに限る。）</p> <p>(6) 第55条第1項の規定による許可（(3)に掲げるものに限る。）の取消し及び営業の禁止又は停止</p> <p>(7) 第56条の規定による整備改善の命令、許可（(3)に掲げるものに限る。）の取消し及び営業の禁止又は停止</p>			<p>食肉に係るものを除く。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 第54条の規定による廃棄又は処置の命令（と畜場内における食肉及び食鳥処理における食肉に係るものを除き、許可の取消しにあっては(4)に掲げる許可に係るものに限る。）</p> <p>(6) 第55条第1項の規定による許可（(4)に掲げるものに限る。）の取消し及び営業の禁止又は停止</p> <p>(7) 第56条の規定による整備改善の命令、許可（(4)に掲げるものに限る。）の取消し及び営業の禁止又は停止</p>
(略)			(略)		
23	(略)	(1) 第71条の規定による届出（21の項の(3)に掲げる許可に係るものに限る。）の受付	23	(略)	(1) 第71条の規定による届出（21の項の(4)に掲げる許可に係るものに限る。）の受付
(略)			(略)		
24 の 2	(略)	<p>(1) 第3条第1項の規定による許可証（21の項の(3)に掲げる許可に係るものに限る。）の交付</p> <p>(2) 第4条の許可の規定による届出（21の項の(3)に掲げる許可に係るものに限る。）の受付</p> <p>(3) 第6条第1項又は第2項の規定による許可証（21の項の(3)に掲げる許</p>	24 の 2	(略)	<p>(1) 第3条第1項の規定による許可証（21の項の(4)に掲げる許可に係るものに限る。）の交付</p> <p>(2) 第4条の許可の規定による届出（21の項の(4)に掲げる許可に係るものに限る。）の受付</p> <p>(3) 第6条第1項又は第2項の規定による許可証（21の項の(4)に掲げる許</p>

		可に係るものに限る。)の返納の受付
(略)		
24 の 4	(略)	

		可に係るものに限る。)の返納の受付
(略)		
24 の 4	(略)	
24 の 5	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)	<p>(1) <u>第15条第2項の規定による輸出証明書(食品(と畜場においてと殺し、及び解体したと畜場法第3条第1項に規定する獣畜並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第6号に規定する食鳥処理場(以下この項において単に「食鳥処理場」という。)において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る食肉を除く。)に係るものに限る。以下この項において同じ。)の発行</u></p> <p>(2) <u>第17条第2項の規定による適合施設(と畜場、食鳥処理場その他知事が別に定める施設を除く。以下この項において同じ。)の認定</u></p> <p>(3) <u>第17条第4項の規定による適合施設の確認</u></p> <p>(4) <u>第17条第5項の規定による適合施設の設置者及び管理者(以下この項において「設置者等」という。)に対する改善の要求及び適合</u></p>

					<u>施設の認定の取消し</u> <u>(5) 第38条第2項の規定に</u> <u>よる輸出証明書の発行を受</u> <u>けた者及び適合施設の設置</u> <u>者等に対する物件の提出の</u> <u>要求並びに立入調査及び質</u> <u>問</u> <u>(6) 第38条第5項の規定に</u> <u>よる輸出証明書の発行及</u> <u>び適合施設の認定の取消</u> <u>し</u>
25	(略)	25	(略)		
	(略)		(略)		
2	(略)	2	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。